

目的税の使途内訳

1 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であり、次に掲げる事業に充当する。

(単位：千円)

歳入			説 明	令 和 3 年 度 当 初 予 算
予 算	科 目	目		
1 款 町税	5 項 都市計画税	1 目 都市計画税	現年課税分	27,486

歳出

予 算	科 目	事 業 名	令 和 3 年 度 事 業 費	都 市 計 画 税 充 当 額
8 款 土木費	5 項 都市計画費	1 目 都市計画管理費	242,930	27,486

2 入湯税の使途内訳

入湯税は、鉱泉浴場が所在する市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興及び観光施設の整備に要する費用に充てることを目的として入湯客に課す目的税であり、次に掲げる事業に充当する。

(単位：千円)

歳入			説 明	令 和 3 年 度 当 初 予 算
予 算	科 目	目		
1 款 町税	6 項 入湯税	1 目 入湯税	現年課税分	4,099

歳出

予 算	科 目	事 業 名	令 和 3 年 度 事 業 費	入 湯 税 充 当 額
7 款 商工費	1 項 商工費	2 目 観光費	24,000	4,099

3 引上げ分の地方消費税交付金の使途内訳

引上げ分の地方消費税交付金は、「社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされていることから、次に掲げる事業に充当する。

(単位：千円)

歳入			説 明	令 和 3 年 度 当 初 予 算
予 算	科 目	目		
7 款 地方消費税交付金	1 項 地方消費税交付金	1 目 地方消費税交付金	地方消費税交付金（社会保障施策分）	57,573

歳出

予 算	科 目	事 業 名	令 和 3 年 度 事 業 費	地 方 消 費 税 充 当 額
3 款 民生費	1 項 社会福祉費	1 目 社会福祉費	103,428	57,573